

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 自動車損害賠償保障法施行令の一部改正

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものとする。

第二 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部改正

一 題名を「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」とするものとする。 (題名関係)

二 自動車事故対策事業賦課金の金額を定めるものとする。 (第一条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 特別会計に関する法律施行令の一部改正

自動車事故対策勘定における被害者保護増進等事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上の損益計算上の利益及び損失の額の算定方法を定めるものとする。

(第六十五条及び附則第二十二条関係)

第四 国土交通省組織令の一部改正

- 一 自動車局並びに自動車局総務課及び安全政策課の所掌事務を変更するものとする事。
(第十二条、第三百三十一条、第三百三十二条、附則第五条の二及び附則第二十四条の二関係)
- 二 その他所要の改正を行うものとする事。

第五 附則

- 一 この政令は、令和五年四月一日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)
- 二 保険業法施行令について所要の改正を行うものとする事。
(附則第二項関係)